

競争参加者の資格に関する公示

平成31・32年度を有効期間とする本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成30年10月23日

本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長 酒井 孝志

◎調達機関番号 422 ◎所在地番号 28

○本州四国連絡高速道路株式会社公示平成30年第5号

1 工事種別及び業種区分

(1) 建設工事

建設工事の工事種別は、次に掲げるとおりとする。（かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。）

- ① 土木工事（土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 鉄筋工事
タイル・れんが・ブロック工事 解体工事）
- ② 鋼橋上部工工事（鋼構造物工事 とび・土工・コンクリート工事 解体工事）
- ③ PC橋上部工工事（土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 解体工事）
- ④ 舗装工事（舗装工事）
- ⑤ 鋼構造物工事（鋼構造物工事 とび・土工・コンクリート工事 解体工事）
- ⑥ 建築工事（建築一式工事 大工工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工
事 石工事 屋根工事 タイル・れんが・ブロック工事 内装仕上工事 建具工
事 鋼構造物工事 清掃施設工事 防水工事 解体工事）
- ⑦ 電気工事（電気工事）
- ⑧ 受配電設備工事（電気工事）
- ⑨ 通信工事（電気通信工事）
- ⑩ 遠方監視制御設備工事（電気通信工事）
- ⑪ 交通情報設備工事（電気通信工事）
- ⑫ 管工事（管工事 水道施設工事 熱絶縁工事 機械器具設置工事）
- ⑬ 機械設備工事（機械器具設置工事 鋼構造物工事 清掃施設工事）
- ⑭ トンネル非常用設備工事（消防施設工事）
- ⑮ トンネル換気設備工事（機械器具設置工事 鋼構造物工事）
- ⑯ 塗装工事（塗装工事）
- ⑰ 造園工事（造園工事）

- ⑱ のり面処理工事（土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 防水工事）
- ⑲ 防護さく工事（とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 解体工事）
- ⑳ 遮音壁工事（土木一式工事 建築一式工事 とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 石工事 タイル・れんが・ブロック工事 解体工事）
- ㉑ 標識工事（土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 機械器具設置工事 解体工事）
- ㉒ 区画線工事（塗装工事）
- ㉓ 軌道工事（土木一式工事 鋼構造物工事 鉄筋工事 機械器具設置工事）
- ㉔ トンネル内装工事（土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 タイル・れんが・ブロック工事 内装仕上工事 板金工事 解体工事）
- ㉕ 保全土木工事（土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工事 舗装工事 防水工事 造園工事 解体工事）
- ㉖ 保全施設工事（建築一式工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 電気工事 管工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工事 防水工事 内装仕上工事 機械器具設置工事 熱絶縁工事 電気通信工事 建具工事 水道施設工事 消防施設工事 解体工事）

(2) 測量・建設コンサルタント等業務

測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は、次に掲げるとおりとする。

- ① 地質・土質調査
- ② 測量
- ③ 土木設計
- ④ 海中構造物設計
- ⑤ 機械・船舶設計
- ⑥ 建築設計
- ⑦ 造園緑化設計
- ⑧ その他の調査・設計
- ⑨ 現場技術業務

2 申請の時期及び場所（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務共通）

(1) 定期の一般競争（指名競争）参加資格の申請

① インターネット方式の場合

申請者は、平成30年11月1日から平成31年1月15日までの間に、次のホームページアドレスへアクセスすることにより、申請用データを送信するものとする。

（建設工事）

<https://www.pqr.mlit.go.jp/>

（測量・建設コンサルタント等業務）

<https://www.pqrc.mlit.go.jp>

② 文書郵送方式の場合

申請者は、平成31年1月4日から平成31年1月31日（当日消印有効）までの間に、次の申請場所に必要書類を郵送（書留郵便に限る。持参による受付は行わない。以下同じ。）するものとする。

申請場所 〒651-0088

兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22 アーバンエース三宮ビル
本州四国連絡高速道路株式会社 経理部会計契約課
電話 078-291-1035

(2) 随時の一般競争（指名競争）参加資格の申請

申請者は、平成31年2月1日以降に申請する場合は、随時に、2(1)②に掲げる申請場所に必要書類を郵送するものとする。

3 申請の方法（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務共通）

(1) 申請書の入手方法

① インターネット方式による申請者は、2(1)①に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、平成30年11月1日から平成30年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成30年11月1日から平成31年1月15日までの間に、申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

ただし、測量・建設コンサルタント等業務におけるパスワードの請求に当たっては、2(1)①に掲げるホームページアドレスにアクセスした後、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに3(2)の（測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類）の③から⑥までに掲げる書類を添付し、次に掲げる郵送先に郵送するものとする（⑥に掲げる書類については、郵送に代えて入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信することも可とする。）。

（郵送先）測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスク
〒331-0814

埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目497番地 MJ赤柴ビル2階
測量・建設コンサルタント等業務一元受付ヘルプデスク あて
電話 048-657-8744

② 文書郵送方式による申請者は、本四会社所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）を、次の本四会社ホームページアドレスにアクセスして得るものとする。

（本四会社ホームページアドレス）

http://www.jb-honshi.co.jp/corp_index/keiyaku/shinsa/

(2) 申請書の提出方法

① インターネット方式による申請者は、2(1)①に掲げるホームページアドレスにアクセスし、3(1)①においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、同項において入手したパスワードを用いて送信するものとする。

なお、建設工事の申請者においては、次の（建設工事に係る添付書類）③ただし

書きに該当する場合は当該事実を証明する書類及び⑥に掲げる書類を添付書類として、次に掲げる送信先にFAXにより送信するものとする（ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く。）。

（送信先）建設工事インターネット一元受付ヘルプデスク

納税証明書等送付用FAX番号 06-7638-9928

- ② 文書郵送方式による申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体の場合においては、その代表者）は、申請書に次に掲げる書類を添付し、紙ファイルに綴じて2(1)②に掲げる申請場所に郵送するものとする。この場合において、申請書及び添付書類の提出部数は、1部とする。

（建設工事に係る添付書類）

- ① 営業所一覧表
- ② 申請者が経常建設共同企業体であるときは、共同企業体協定書の写し
- ③ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の4に規定する総合評定値通知書の写し（平成20年国土交通省告示第85号第一の四の1(一)に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、(二)に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び(三)に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）
- ④ 申請者が、③に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の登録を希望する工事種別に分割して申請するとき及び③に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高を登録を希望する一の工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表
- ⑤ 業態調書
- ⑥ 納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第9号書式（その3）又は（その3の2）、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の3））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類
- ⑦ 申請者が、その設立から5(1)②に規定する主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合

法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類

- ⑧ 申請者が、その設立から5(1)②に規定する主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類
- ⑨ 行政書士等の代理申請による場合には、委任状

[注]

申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、役員名簿、組合員名簿を当該事業協同組合に係る書類とともに提出すること。この場合において、審査対象者のうちに一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をしていない者があるときは、当該審査対象者に係る5(1)①に掲げる項目について記載した書類を提出すること。

(測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類)

- ① 技術者経歴書
- ② 営業所一覧表
- ③ 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書又はその写し
- ④ 営業に関し、法律上必要とする登録証明書等又はその写し
- ⑤ 申請者が法人であるときは、5(2)①に規定する審査基準日の直前1年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表、個人であるときは、5(2)①に規定する審査基準日の直前1年の各事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書
- ⑥ 納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の2）、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の3））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

- ⑦ 行政書士等の代理申請による場合には、委任状

[注]

申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって③及び

④に掲げる書類並びに①及び⑤に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。

(a) 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。）

測量法第55条の8に規定する書類の写し

(b) 建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

建設コンサルタント登録規程第7条第1項に規定する現況報告書の写し

(c) 地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

地質調査業者登録規程第7条第1項に規定する現況報告書の写し

(d) 補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

補償コンサルタント登録規程第7条第1項に規定する現況報告書の写し

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

① 申請書及び添付書類は、日本語で作成するものとする。

② 申請書及び添付書類中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。

4 競争に参加することができない者

(1) 建設工事

次の①から⑦までに掲げる者

① 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者

② 過去2年以内において次のイからチまでの一に該当したと認められる者

イ 契約の履行に当たり、故意に工事又は製造等を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ 監督又は検査の実施に当たり、本四会社の社員（以下「社員」という。）の職務の執行を妨げた者

ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ヘ 本四会社に提出した書類に虚偽の記載をした者

ト その他本四会社に著しい損害を与えた者

チ イからトまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、

契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者

- ③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- ⑥ 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあつては告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第一の一の2に規定する審査基準日が平成29年6月30日以降のもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあつては告示第一の一の2に規定する審査基準日が申請をする日の1年7月前の日以降のものに限る。）を受けていない者
- ⑦ 経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑥までに該当する者を含む者

(2) 測量・建設コンサルタント等業務

次の①から⑥までに掲げる者

- ① 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人、被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
- ② 過去2年以内において次のイからチまでの一に該当したと認められる者
 - イ 契約の履行に当たり、故意に調査等を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ヘ 本四会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - ト その他本四会社に著しい損害を与えた者
 - チ イからトまでのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者
- ③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥ 営業に関し法律上必要な資格を有しない者

5 競争参加者の資格及びその審査

(1) 建設工事

4 (1)の競争に参加することができない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。4 (1)の競争に参加することができない者以外の者については、次の①に掲げる客観的事項の項目及び②に掲げる主観的事項の項目について総合点数を付与し、希望工事種別（一般競争（指名競争）参加資格審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定し、等級の区分を設けていない工事種別については当該工事における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

① 客観的事項

イ 一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の1に規定する当期営業年度開始日の直前2年又は3年の各営業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高

ロ 経営事項審査の告示第一の一の2に規定する審査基準日において建設業に従事する職員で経営事項審査の告示第一の三の1（一）から（五）までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、1人の職員に技術職員として申請できる希望工事種別の数は2まで（平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、とび・土工工事業又は解体工事業に関する経営事項審査を受けたときは、とび・土工工事業、解体工事業の技術職員として申請する希望工事種別及びその他の建設業の技術職員として申請する希望工事種別の1種類を合わせた3まで）とする。）

ハ 経営事項審査の告示第一の三の2に規定する当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高

ニ 経営事項審査の告示第一の一の2及び3、二並びに四に規定する項目

② 主観的事項

イ 平成30年10月1日の前日までの4年間における本四会社発注工事に係る希望工事種別ごとの工事成績

ロ 平成30年10月1日の前日までの4年間における本四会社発注工事に係る希望工事種別ごとの総合評価の参加実績

(2) 測量・建設コンサルタント等業務

4 (2)の競争に参加することができない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。4 (2)の競争に参加することができない者以外の者については、①から④までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する業種

区分をいう。以下同じ。) ごとに、総合点数の高点順(同点の場合は、年間平均実績高の順)に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争(指名競争)参加資格があると認定する。

- ① 申請しようとする日の直前の事業年度の終了日(以下「審査基準日」という。)の直前2年の各事業年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高
- ② 審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額
- ③ 審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数
- ④ 審査基準日までの営業年数

6 資格審査結果の確認

本四会社では、「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」を発行しない。認定結果及び認定内容については、平成31年4月1日以降に本四会社ホームページ(以下のアドレス)に掲載される「有資格者公表名簿」により確認すること。

(本四会社ホームページアドレス(資格審査 URL))

http://www.jb-honshi.co.jp/corp_index/keiyaku/shinsa/

7 資格の有効期間

資格認定の日から平成33年3月31日までとする。

8 その他

- (1) 申請に当たっては、3(1)②に記載の本四会社ホームページに掲載する競争参加資格審査申請書作成の手引きを確認の上、申請手続を行うこと。

- (2) 特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格

特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に広告する。

- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

一般競争(指名競争)参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、社長が別に定める手続により再度の一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、再度の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が確認がなされない場合がある。

- (4) 合併等により新たに設立された会社等の取扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等を行い、合併等後の経営事項審査を受けている者は、社長が別に定める手続により再度の一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請を行うことができる。

- ① 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
 - ② 親会社はその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
 - ③ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
 - ④ 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
 - ⑤ 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社
- (5) 次の各号に掲げる場合の建設工事の申請については、郵送に限るものとする。
- ① 申請者が経常建設共同企業体である場合
 - ② 申請者が事業協同組合である場合において、総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望するとき
 - ③ 申請者が協業組合・企業組合である場合において、3(2)の（建設工事に係る添付書類）⑦及び⑧に掲げる書類を提出するとき
 - ④ 合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）
 - ⑤ 申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者である場合において、(3)に掲げる再度の認定を受けていないとき
 - ⑥ 申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合
- (6) 次に掲げる場合の測量・建設コンサルタント等業務の申請については、郵送に限るものとする。
- 申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者である場合において、(3)に掲げる再度の認定を受けていないとき。